

令和5年八千代市農業委員会

第8回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和5年八千代市農業委員会第8回総会議事日程

開催日時	令和5年8月4日（金）午後1時30分～午後3時00分
開催場所	八千代市役所 新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第4号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（13名）

1 立石 猛	2 佐藤 孝之	3 鈴木 美登
4 加茂 太郎	5 間野 恵一	6 立石 巖
7 鈴木 正範	8 吉橋 清一	9 今井 茂
11 黒澤 京子	12 花島 淳	13 黒崎 玲子
14 稲垣 哲也		

（欠席委員：10 周 郷 崇）

◆出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 仲村 秀一	2 戸田 真一	3 將司 実
4 志田 啓佑	5 塩谷 正人	6 古池 正二
8 角山 克志	9 三栗谷 友理	10 齋藤 孝一
11 市川 善美	12 長岡 みづ枝	

（欠席委員：7 太田 雅章，13 小林 正樹）

◆事務局（3名）

局長 安原 信尚

次長 小林 直樹

主任主事 樽見 侑樹

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今出席されております、 農業委員は14名中13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第8回総会は成立いたしました。</p> <p>推進委員は13名中11名が出席しております。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1，議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>3番 鈴木美登委員，4番 加茂委員，両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2，議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p> <p>なお、初めての通常総会となりますので、各議案について、簡単な説明を入れたいと思います。</p> <p>また、総会における審議及び採決は、農業委員に議決権があるため、推進委員は採決に参加できませんが、総会に出席して意見を述べる事ができるとされております。関係する案件の現地調査報告や各案件の質疑などご意見をいただければと思います。</p>
議長	<p>日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農地法第4条の件，県許可分，こちらは自己所有農地等における転用申請となります。転用とは、農地を農地以外のものにする行為を言い、市街化調整区域内の農地を転用する場合には、県知事の許可を受ける必要があります。</p>

	<p>農業委員会が申請書を受理し、総会で審議の上、許可相当、不許可相当の意見を決定し、県知事に意見書を送付する流れとなります。</p>
議長	<p>申請番号1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1号1番 申請人入室】</p>
議長	<p>米本2418番1の申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、7月26日、地区担当の立石猛委員、仲村推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の1ページをご覧ください。下総病院の南西約450mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の2ページとなります。</p> <p>申請理由は、障害者グループホームを建設し、福祉事業を行う会社に運営を委託する計画です。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は農地区分について、当該地は農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び融資証明書で確認しています。</p> <p>他法令関係は都市計画法に該当し、必要な申請を行っています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ接続し、</p>

	<p>雨水は貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ放流すること。 工事中はガードマン等を配置し、安全確保に努めること。 それぞれを確認しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 1番 仲村推進委員どうぞ。</p>
仲村推進委員	<p>1番 仲村です。 去る7月26日に現地調査を行いました。 現地は作付けされていませんが、保全管理されていました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で 検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用につい ては止むを得ないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。 3番 鈴木美登委員どうぞ。</p>
鈴木美登委員	<p>開発区域の北側が農地になっていますが、日照などは問題ないのでしょ うか。</p>
申請人	<p>隣接土地所有者に説明の上、問題ない旨確認しております。</p>
鈴木美登委員	<p>隣接土地所有者への事業説明などは行っているのでしょうか。</p>
申請人	<p>はい。特に北側の農地所有者に対しては、時間を取って説明させていた だいております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 9番 今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>9番 今井です。 申請人が建築する計画ですが、社会福祉法人等が施設運営することにな ると思います。差し支えなければ、法人名を教えてくださいませんか。</p>

申請人	ミナノワ株式会社が運営します。
今井委員	どのような障害者を対象にしていますか。
申請人	認知症や身体機能に障害がある方を対象にします。
議長	他に質疑ありませんか。 13番 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	13番 黒崎です。 以前、農地に障害者の方が迷い込んだことがありました。事業のためには、近隣の方の理解が必要と思います。近隣の方への事業説明はどのように行ったか教えていただけますか。
申請人	近隣の方には、一軒ずつ面談という形で説明をさせていただきました。迷い込みに関しては、周囲にフェンスを張り、容易には抜け出せないように対策します。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。 【1号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに

	賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第1号の1番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	議案第2号 農地法第5条の件，県許可分，こちらは市街化調整区域内の農地の権利移動を伴う転用となり，他人の農地を事業者が買い取り，転用を行う場合などが当てはまり，先ほどの4条申請と同様に県知事の許可となります。 申請番号1番について，申請人にお越しいただいていますので，入室願います。
	【2号1番 申請人入室】
議長	米本2486番6の申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	本件は，7月26日，地区担当の立石猛委員，仲村推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。 場所は，案内図の3ページをご覧ください。下総病院の南約200mに位置しています。 土地利用計画図は，次の4ページとなります。 申請理由として，譲受人は市内で建設業を営んでおり，申請地隣接に資材置場を所有していますが，上高野地区にある事務所兼資材置場の敷地が手狭になったことから，申請地を転用し，既存資材置場を拡張したいとするものです。 転用許可基準として，始めに立地基準は農地区分について，当該地は農用地ではないこと，また，農地の集団規模が10ha未満であること，市

	<p>街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、雨水は砂利敷きの自然浸透とすること。</p> <p>工事中は注意の立看板等を設置し、安全確保に努めること。</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>1番 立石です。</p> <p>去る7月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされていませんが、保全管理されていました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>5番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>5番 間野です。</p> <p>土地利用計画図の申請地部分に置く、電気用ケーブルドラムとは、どのようなものでしょうか。</p>
申請人	<p>電線を地中に埋める工事をしておりまして、埋める電線をドラムに巻いています。</p>
間野委員	<p>電線を巻いた枠のようなものでしょうか。</p>

申請人	電線を巻く鉄の枠になります。
間野委員	土地利用計画図上の申請地以外の部分は、元々ある資材置場で、合わせて利用するということですか。
申請人	合わせて利用します。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
	【2号1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	次に、申請番号2番について、申請人にお越しいただいておりますので、入室願います。

	<p>【2号2番 申請人入室】</p>
議長	米本2490番6外1筆の申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、7月26日、地区担当の立石猛委員、仲村推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の5ページをご覧ください。下総病院の南約260mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の6ページとなります。</p> <p>申請理由として、譲受人は関東圏内で運送業を営んでおり、申請地近隣のカルチャータウン内に新設された物流倉庫に事務所を開設し、配送業務を行う予定であり、申請地に配送用の大型トラック及び中型トラック22台分の駐車場を設置したいとするものです。</p> <p>転用許可基準として、始めに立地基準は農地区分について、当該地は農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ha未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地は土地の代替性が問われますが、農地以外の土地で検討したところ、計画施設の条件に適した土地がなく、申請地でなければ転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>次に一般基準として、転用行為に必要な資力は残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、隣接地との境界にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止すること。</p> <p>排水について、雨水は砂利敷きの自然浸透とすること。</p> <p>工事中は外周フェンス等を設置し、安全確保に努めること。</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。

立石猛委員	<p>1 番 立石猛委員どうぞ。</p> <p>1 番 立石です。</p> <p>去る 7 月 26 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされていませんが、保全管理されていました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1 1 番 黒澤委員どうぞ。</p>
黒澤委員	<p>土地利用計画図を見ますと、車両は道路脇の歩道から乗り入れる計画となっているようですが、道路担当部署とは協議はされているのでしょうか。</p>
申請人	<p>道路管理者は千葉県となるので、千葉土木事務所と協議済です。既設の切り下げ部分がありますので、そこから乗り入れることについて了解をいただいております。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>1 番 立石猛委員どうぞ。</p>
立石猛委員	<p>1 番 立石です。</p> <p>乗用車以外にトラック等が出入りするようですが、荷物を積載した状態で出入りしますか。</p>
申請人	<p>向かいに倉庫があるので、そこで荷下ろしをしてから、空の状態で入ります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>1 3 番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒崎委員	<p>1 3 番 黒崎です。</p> <p>近隣には学校があり、学生も通ると思われます。一日の車両の出入り台数を教えてください。</p>

申請人	<p>大型車両は2台配置し，朝に出庫，夕方に帰る運行予定です。中型車両については，夜の配送になるため，19時から20時頃に出庫し，朝に帰ります。朝は通学時間とも重なりますが，通学時間を把握し，交通安全に十分留意したいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 9番 今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>9番 今井です。 トラック運転手の通勤用の車両はどこに駐車しますか。</p>
申請人	<p>トラックを停めていた場所に入れ替える形で駐車します。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。 【2号2番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより，議案第2号の2番について，討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番について，申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】</p>

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の2番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件，こちらは農地の貸し借りや売買などの申請となります。農家間での農地の売買などが当てはまります。</p> <p>申請番号1番について，事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，7月26日，地区担当の立石巖委員，古池推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図7ページをご覧ください。睦橋の北東約30mに位置しています。</p> <p>申請内容は，土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は，農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は，従事日数が200日ですので，150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>6番 立石巖委員どうぞ。</p>
立石巖委員	<p>6番 立石です。</p> <p>去る7月26日に，議案第3号1番について現地調査を行いました。</p> <p>現地は桑納川沿岸土地改良区の再基盤整備予定地であり，現在は作付けされておられません。実際には遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件につきましては，永年農業経営を行っている世帯ですので，許可について特段問題はないと思います。</p> <p>本件につきまして，委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の1番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号の2番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、7月26日、地区担当の黒崎委員と8月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図8ページをご覧ください。セントマーガレット病院の北東約400mに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。一部、貸付地がありますが、こちらは適切に営農されているため問題ありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので</p>

	<p>問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>13番 黒崎委員どうぞ。</p>
黒澤委員	<p>13番 黒崎です。</p> <p>去る7月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されていました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号の2番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号の2番については、原案のとおり許可することに決</p>

	<p>定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号の3番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明をお願いします。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、7月26日、地区担当の吉橋委員、角山推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図9ページをご覧ください。八千代西高等学校の北西約600mから700mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>常時従事要件は、従事日数が270日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 吉橋委員どうぞ。</p>
吉橋委員	<p>8番 吉橋です。</p> <p>去る7月26日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は再基盤整備の予定地のため、作付けされておらず、遊休農地となっていました。</p> <p>譲受人の取得要件については、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の3番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号の4番について、審議及び採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、7月26日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図10ページをご覧ください。小池病院の北東約700mに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、 全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が350日ですので、150日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題</p>

<p>議長</p>	<p>はありません。 説明は以上です。</p> <p>続いて、担当委員の意見を求めます。 2番 戸田推進委員どうぞ。</p>
<p>戸田推進委員</p>	<p>2番 戸田です。 去る7月26日に現地調査を行いました。 現地は畑として、適切に管理されていました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第3号の4番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の4番については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、こちらは市街化調整区域内の農地の貸し借りの申請となり、申請窓口は農政課となりますが、申請内</p>

	<p>容について、問題ないか農業委員会において審査を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>参考案内図1-1をご覧ください。 場所は、秀明八千代中学校・高等学校の南東約300mに位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。一部、貸付地がありますが、こちらは適切に営農されているため問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第4号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、こちらは土地登記簿上の地目が農地である土地について、地目変更登記申請に農地法の許可を得た旨の書類が添付されていない場合は、法務局から現況確認の照会があり、現地調査及び諸資料との照合を行い、法務局へ回答するものです。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
次長	報告説明
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、こちらは市街化区域内の自己所有農地等の転用手続きとなり、市街化区域内の農地は許可を要さない届出となります。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
次長	報告説明
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、こちらは市街化区域内の所有権移転等を伴う転用手続きとなり、報告第2号同様、許可を要さない届出となります。</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
次長	報告説明
議長	<p>報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会が7月26日にヒルトン成田で開催され、私が参加してきましたので、簡単に報告します。</p> <p>国営印旛沼二期農業水利事業は、平成22年度から令和6年度までの事</p>

	<p>業予定です。事業は農業排水路を再編し、低地排水路から、揚水機場、末端排水路まで循環灌漑設備を整備することで、農業用水の安定供給、排水不良の改善、維持管理の負担軽減、印旛沼流域の水質改善、併せて、区画整理を実施し、生産性の向上と、農業経営の安定に資する目的で行っているものです。</p> <p>現在、予定の6機場の内4機場が運用開始され、残り2機場の整備を行っており、進捗率は90パーセントとなります。関係する市町は4市2町で、八千代市、成田市、印西市、佐倉市、酒々井町、栄町です。</p> <p>議事内容は、令和4年度の事業報告と、令和5年度の収支計画です。</p> <p>予算案については、全員の承認で可決されました。また、印旛沼土地改良区の負担金についても協議され、決定されました。</p> <p>参加者は、関係する国会議員や、県議会議員、市長、町長、関係機関の職員でした。</p> <p>資料を確認したい方は、事務局をご覧ください。</p> <p>報告は以上となりますが、ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p> <p>議長 質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>議長 最後に、農地の利用状況調査の実施について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 【実施方法等の説明】</p> <p>議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、質問や意見等ありますか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p> <p>議長 質問や意見等がないようですので、農地の利用状況調査につきましては、事務局の説明のとおり実施することとします。</p> <p>暑い環境下での活動となりますので、水分を十分摂り、熱中症等に注意してください。</p> <p>また、体調が少しでも良くない場合には、無理せずに調査を中止し、別の日に改めて行うようにしてください。よろしく申し上げます。</p>
--	--

議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項は全部で7点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 9月7日（木）午後1時30分から 市役所新館6階 第4会議室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 8月25日（金） 担当委員：鈴木美登委員，加茂委員 午後1時15分に事務局へ集合 ○令和5年度第2回「雇用就農資金」のお知らせについて ○各名簿の配布について ○本総会の提出物について
議長	<p>以上で令和5年第8回総会を閉会します。</p>